児童発達支援・放課後等デイサービス手続きの流れ

サービスを利用したい！

障害者手帳を持っている NO

手帳をお持ちでないお子様は、
サービスを利用するための**意見書**
が必要となります。
病院の医師等に相談をして下さい。

YES

相談支援事業所に電話する

　サービスを利用するためには、相談支援事業所が作成する**「サービス等利用計画案」**を市役所に提出する必要があります。
　計画を作ることができる事業所は市内に**5か所**あります。まずは事業所に電話で計画の作成を依頼して下さい。
※作成費用はかかりません。

市役所社会福祉課に障害福祉サービスの申請をする

　サービスの利用には、市役所が発行する**障害福祉サービス受給者証**が必要となります。
まずは申請手続きをして下さい。

サービスを利用するにあたっての、
週の利用日数や利用達成目標などを
専門の相談員と決めていきます。

**相談支援事業所と契約をし、
サービス等利用計画案を作成するための面談を行う**

相談支援事業所の相談員が計画案を作成し、市役所社会福祉課に提出する

提出されたサービス等利用計画案をもとに、市役所が支給決定を行う
※発行はサービス等利用計画案が提出されてから約一週間程度です。

**障害福祉サービス受給者証
発　行**

受給者証が発行されたら、
通所する事業所と具体的
な利用日の相談などをし、
利用開始となります！

【問合せ先】
笠間市保健福祉部社会福祉課
障害G　TEL0296-77-1101（内線154）
基幹相談支援センター（こども育成支援センター内）
TEL0296-73-4721（直通）